

令和 8 年度高知県社会福祉協議会
特別強化選手（障害者）支援事業助成金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 社会福祉法人高知県社会福祉協議会長（以下「会長」という。）は、トップレベルの競技成績を有する本県の優秀な選手のさらなるレベルアップを図り、オリンピック・パラリンピック・デフリンピック競技大会、国民スポーツ大会など、国内外のトップレベルの大会で活躍する選手の活動を支援することを目的とする特別強化選手（障害者）支援事業に要する経費に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付する。また、助成対象者は、助成金の使途について、高い公正性と透明性の保持が求められるため、適正な執行を行うものとする。

（助成対象者）

第 2 条 令和 8 年度特別強化選手（障害者）支援事業要項に基づき、高知県（以下「県」という。）が選定した選手であって、県が強化活動費の支援ができると認めた者とする。なお、助成対象者は承諾書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

（助成対象経費）

第 3 条 助成の対象となる経費は、別に定める。

（助成金の交付）

第 4 条 会長は助成対象者に対し、県が決定した助成金の額を交付するものとする。

（助成金の交付の決定の取消）

第 5 条 会長は、助成対象者が別表 1 に掲げるいずれかに該当する恐れがあるときは、速やかに県に報告し、交付の可否の判断を求めるものとする。

2 県は、助成対象者が別表 1 に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の概算払請求）

第 6 条 第 2 条の助成対象者は、概算払を請求しようとするときは、助成金概算払請求書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

（事業の遂行）

第 7 条 助成対象者は、助成金の交付の目的及び交付決定の内容に従い、最小の費用で最大の効果を上げるよう経費の効率的使用に努めなければならない。

2 助成事業の実施に当たっては、別表 1 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うものとする。

（中間報告）

第 8 条 助成対象者は、事業の中間報告を下記の様式で 11 月末までに会長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号-1）
- (2) 事業決算書（様式第4号-2）
- (3) 事業決算額内訳（様式第4号-3）
- (4) 事業別支出内訳（様式第4号-4）
- (5) 領収書綴（様式第4号-5）
- (6) 交通費受領書（様式第4号-6）

（事業実績報告書の提出）

第9条 助成対象者は、事業の完了の日から30日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、下記の事業実績報告書等を社会福祉法人高知県社会福祉協議会に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第3号）
- (2) 事業報告書（様式第4号-1）
- (3) 事業決算書（様式第4号-2）
- (4) 事業決算額内訳（様式第4号-3）
- (5) 事業別支出内訳（様式第4号-4）
- (6) 領収書綴（様式第4号-5）
- (7) 交通費受領書（様式第4号-6）

（助成金の額の確定及び通知）

第10条 会長は、前条の規定による報告を受け、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第5号）により助成対象者に通知するものとする。ただし、確定額が助成金の交付決定額と同額の場合は、当該補助対象者への通知を省略することができる。

（事前調査及び検査）

第11条 会長は、助成金の適正な執行を期するため、事業の執行状況を現地調査し、関係書類帳簿等の指導・監査を行う。なお、助成対象者は執行状況を把握できる帳簿（強化費用出納帳【参考資料】）を整備しておくこと。

（助成金の返還）

第12条 会長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、助成対象者に対し、助成金の額を減額し、一部又は全額の返還を命ずることができる。

- (1) 対象事業に要した経費が、助成金の額を下まわった場合
- (2) 交付した助成金を目的以外の用途に使用した場合
- (3) その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- (4) 第5条第2項に基づき、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合

(別表1) (第5条、第7条、第12条条関係)

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年度 特別強化選手支援事業対象経費

目的：本県の優秀な選手を特別強化選手として指定し、遠征費や選手強化活動に要する経費を助成する。

助成対象経費：旅費（宿泊費・交通費）・報償費・需用費・使用料及び賃借料とする。

費目	支出基準（助成金限度額）	証拠書類の整理・注意事項
旅費	<p>【宿泊費】 ※別表「宿泊費の助成限度額」のとおり</p> <p>【交通費】 ○交通費実費 ○ガソリン代、有料道路通行料、駐車場代 パック旅行代金 ※各競技大会、海外遠征等に係る旅費も可 (海外遠征等は、事前に県立障害者スポーツセンターに相談すること)</p>	<p>【宿泊費】 ○領収書は宿泊先又は業者が発行（パック料金等）するもので、宿泊日・単価・素泊り・1泊朝食・1泊2食等の内訳の記載があること。 ○食事は原則宿泊先でとり、宿泊先で食事がとれず違う所で食事をとった場合は、利用施設代表者の発行する人数が記載された食事代領収書を添付する。 ※コンビニエンスストア等の場合はレシートを添付する。</p> <p>【交通費】 ○領収書は業者が発行するものを添付すること。また、領収書に明細がない場合には、明細が記載された請求書を必ず添付すること。 ○ガソリン代は満タンで出発し、事業終了後満タン給油した分のみ補助対象とする（量記載の領収書添付）ただし、往復10km以上100km未満の場合は、1泊2日以上の合宿のみ1km37円以内で計算することができる。※レンタカー使用の場合は、ガソリン代の領収書を添付すること。 ○高速道路通行料金で、ETC使用の際は必ず利用証明書を添付すること。</p>
報償費	○1回の報償費の上限は5万円以内とする。	<p>○報償費の領収証には、ただし書きとして「報償費として」、「実施日（実施期間）」、「含源泉所得税額」を記入すること。注）源泉所得税 10.21%を含む。</p> <p>○住所、氏名は自筆とし、必ず押印すること。ただし、外国籍で印鑑のない場合はサインで可。 注）源泉所得税（10.21%）は必ず税務署に納めること。特別強化選手が納付した場合は、納付済領収書を添付すること。</p>
需用費	<p>○競技用具に係る消耗品費の上限は2万円以内とする。</p> <p>○競技に必要な補装具等の整備に係る経費をもって助成金交付決定額を超過する場合は、その超過額について、20万円を上限に助成する。 (※)S指定：50万円、A指定：30万円</p>	○領収書は業者が発行するものを添付すること。 ※品名・単価・数量等が分かるもの。
使用料及び賃借料	<p>○会場借上げ料（電気・空調料・高知県スポーツ科学センター出張測定、出張サポートに係る費用含む）</p> <p>○レンタカー代</p>	<p>○使用した会場・施設が発行する明細書、領収書を添付すること。明細書がない場合は、内容が分かる資料を添付する。</p> <p>○レンタカーの使用は、事前に県立障害者スポーツセンターに相談すること。</p>
留意事項	<p>1)各経費の領収書等証拠書類は、事業ごとに完備し、原本を提出すること。また、提出する書類の控えを必ず保存（事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間）すること。</p> <p>2)領収書の宛名は、<u>特別強化選手名</u>を記入すること。また、領収書の原本に加筆することは不可とする。</p> <p>3)強化費出納帳（参考資料）を作成し、現金の管理をすること。</p>	

【別表】

宿泊費の助成限度額

宿泊費 ※金額は税込み。

区分	素泊り	1泊朝食付	1泊2食付
北海道	15,800円	16,600円	17,400円
青森県	12,800円	13,600円	14,400円
岩手県	10,800円	11,600円	12,400円
宮城県	12,800円	13,600円	14,400円
秋田県	11,800円	12,600円	13,400円
山形県	10,800円	11,600円	12,400円
福島県	9,800円	10,600円	11,400円
茨城県	11,800円	12,600円	13,400円
栃木県	11,800円	12,600円	13,400円
群馬県	12,800円	13,600円	14,400円
埼玉県	16,800円	17,600円	18,400円
千葉県	17,800円	18,600円	19,400円
東京都	21,800円	22,600円	23,400円
神奈川県	16,800円	17,600円	18,400円
新潟県	16,800円	17,600円	18,400円
富山県	11,800円	12,600円	13,400円
石川県	10,800円	11,600円	12,400円
福井県	10,800円	11,600円	12,400円
山梨県	13,800円	14,600円	15,400円
長野県	13,800円	14,600円	15,400円
岐阜県	13,800円	14,600円	15,400円
静岡県	12,800円	13,600円	14,400円
愛知県	12,800円	13,600円	14,400円
三重県	12,800円	13,600円	14,400円
滋賀県	11,800円	12,600円	13,400円
京都府	20,800円	21,600円	22,400円
大阪府	16,800円	17,600円	18,400円
兵庫県	17,800円	18,600円	19,400円
奈良県	12,800円	13,600円	14,400円
和歌山県	11,800円	12,600円	13,400円
鳥取県	9,800円	10,600円	11,400円
島根県	12,800円	13,600円	14,400円
岡山県	14,800円	15,600円	16,400円
広島県	14,800円	15,600円	16,400円
山口県	9,800円	10,600円	11,400円
徳島県	10,800円	11,600円	12,400円
香川県	15,800円	16,600円	17,400円
愛媛県	12,800円	13,600円	14,400円
高知県	12,800円	13,600円	14,400円
福岡県	17,800円	18,600円	19,400円
佐賀県	11,800円	12,600円	13,400円
長崎県	13,800円	14,600円	15,400円
熊本県	14,800円	15,600円	16,400円
大分県	11,800円	12,600円	13,400円
宮崎県	11,800円	12,600円	13,400円
鹿児島県	11,800円	12,600円	13,400円
沖縄県	12,800円	13,600円	14,400円

※宿泊費は上記の金額以内とし、素泊りの場合は、「素泊り」の金額に、朝食代800円以内、夕食代800円以内の実費を加算した額とする。